

令和7年度 第1回大阪府感染症対策審議会麻しん及び風しん対策部会 における意見書

記 入 日： 令和 7 年 10 月 28 日

委 員 氏 名： 磯部 雅一

麻しん・風しん対策について

MR ワクチンの供給について令和6年1月に武田薬品が自主回収と限定出荷を開始して以降、市場への供給量が減少し、令和6年10月に厚生労働省より定期接種実施機関への優先供給の通知が出されました。

府内においては、令和5年度より大阪府健康医療部生活衛生室薬務課に MR ワクチンの出荷数量を卸協同組合に所属する卸各社が毎月の報告を行って参りました。

現在では、府内における出荷数量は安定しており、卸各社でも供給不足との情報は把握しておりません。また、毎月の報告でも出荷数量に異常がある場合は、その旨を薬務課に報告し、安定供給に努めております。

【小児科医による麻しん及び風しん予防接種に関する提案】

大阪小児科医会 藤岡雅司

1. 接種歴の確実な確認

～母子健康手帳の持参と予防接種歴確認～

- ・大阪小児科医会は平成 26 年 12 月に「母子健康手帳啓発ポスター」を制作し、会員に配布した。キャッチコピーは「母子手帳も子どもたちの大切なカルテです」。

ポスターURL：<http://www.osk-pa.or.jp/wp-content/uploads/2018/08/poster2018-02.jpg>



- ・その趣旨は 2 点。一つ目は保護者に対して、来院時には健康保険証、医療症、母子健康手帳の 3 点を持参することの勧奨、二つ目は小児科医に対して、受診ごとに接種歴を確認し、積極的に接種勧奨することの啓発。

【提案】

受診時にはいつも母子健康手帳を持参し、医師は予防接種歴を確認するというキャンペーンを、大阪府全域で展開する。

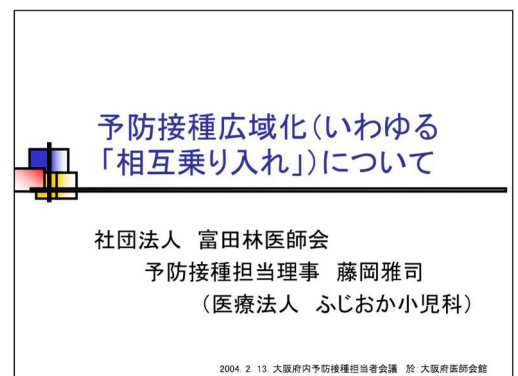


2. 接種を受けやすい環境の整備 ① 接種体制の府内広域化

- ・定期予防接種の実施主体は市町村である。予防接種は被接種者の普段の健康状態をよく知っている「かかりつけ医」で受けるのが望ましい。しかし、かかりつけ医のいる医療機関の所在地が被接種者の居住する市町村とは限らない。
- ・被接種者が安全に、安心して、そして気軽に予防接種を受けるためには、府内どこにある医療機関でも接種を受けられる体制が望ましい。
- ・広域化の体制整備の手順は、広域化を取りまとめる立場にある組織（国保連合会、医師会、小児科医会など）が、①広域接種に協力する医療機関を登録し、②市町村と契約し、③協力医療機関名を公表する、という 3 段階である。
- ・日本小児科医会の平成 30 年度調査によると、全国 47 都道府県で県内広域化の体制がまったく整っていないのは大阪府だけであった。（日本小児科医会会報 2019 年 133 頁）
- ・筆者は、平成 15 年から数年間、大阪府医師会を通じて府内市町村の予防接種担当者への説明会等をおこなったが、さまざまな事情により実現できなかった。
- ・予防接種をかかりつけ医で受けることは被接種者の権利であり、府内の予防接種広域化の実現は、定期予防接種の接種率を向上させるための大切な方策の一つである。

【提案】

府内広域化の実現に向けて、市町村や関係機関（国保連合会、医師会、小児科医会等）との調整を図ること。



3. 接種を受けやすい環境の整備 ② 未接種者への公費助成

- ・ Vaccine Hesitancy “3Cs model”の ” (lack of) Convenience”には「接種費用の負担」がある。何らかの理由で、定期予防接種の対象期間（年齢）に接種を受けられなかった者が、接種を受けようと思ったときに受けやすくするためには、接種費用の負担のない方が望ましいことは言うまでもない。
- ・ 定期予防接種の対象期間（年齢）に接種を受けなかった理由はさまざまであるかもしれないが、結局は実施主体である市町村による接種勧奨が不十分であったという一点に尽きるとも考えられる。
- ・ また、麻しんや風しんなど、人から人に感染する感染症の感受性者を、有効なワクチン未接種のまま放置することは、行政による不作為という解釈もでき、公衆衛生上も容認できない。
- ・ したがって、実施主体である市町村は、定期予防接種の対象期間（年齢）を過ぎた者に対しても、公費で接種できるような体制を提供する責任がある。
- ・ 東京都では、麻しん及び風しんについて、23 区すべてと多摩地区 26 市のうち 12 市で助成あり。多くは 2 歳～18 歳が対象で、全額助成は 22 区と 10 市。なお、東京都は市町村及び特別区での法定外接種の公費助成にかかる経費の半額を負担している。

東京保険医協会「予防接種・子ども医療費助成制度 データ 2025 年 9 月」:

https://www.hokeni.org/data-docs/2025102200026/file_contents/2025tyosamatome.pdf

東京都「区市町村の取組に対する補助事業」:

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/hokeniryo/r5_06

- ・ 神奈川県横浜市では、MR1 期、2 期ともに、小学校 6 年までは全額助成で接種可能。
横浜市「こどもの予防接種について」: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/yobosesshu/yobosesshu/child/child.html>
- ・ 大阪府内で MR1 期、2 期について、未接種者への公費助成を実施しているのは、筆者の知る限り、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の 1 市 2 町 1 村のみである。1 期: 2 歳～2 期対象前、2 期: 小学校 1 年。全額助成。
富田林市「富田林市予防接種事業実施要綱」: https://www1.g-reiki.net/tondabayashi/reiki_honbun/e700RG00001574.html?utm_source=chatgpt.com
- ・ 当該年度の定期予防接種の予算が執行されずに残った状態である。行政の担当者からは、予算は繰越できないと説明されるが、不十分な接種勧奨の結果と考えれば、実施していない定期予防接種の経費を市町村が負担するのは当然であると解釈できる。

【提案】

東京都等で実施されている法定外接種への公費助成が大阪府でも広く実施されるよう、大阪府として施策を検討するとともに、府内市町村に働きかけること。

4. 補足：過去の発表

- ・ 厚生労働省 第 3 回麻しん対策推進会議 平成 21 年 2 月 20 日
大阪府における麻しん対策について～接種率向上に向けて～
スライド 9 枚目に「今後の対策について・・・広域化」の記載あり:
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/02/dl/s0220-3k.pdf>
- ・ 厚生労働省 第 4 回麻しん対策推進会議 平成 21 年 9 月 9 日
大阪府富田林市における麻しんワクチン接種率向上への取り組み:
https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/09/dl/s0909-9j_0001.pdf